

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年七月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ西大宮	埼玉県さいたま市西区西大宮一 丁目十八番地一
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ鶴ヶ島	埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷百十一 番地一